

(H25. 12. 16 甲府地裁刑事部・甲府家裁総務課)

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会議事録

日時 平成25年12月2日 午後2時00分～午後4時00分

場所 甲府地方裁判所裁判員候補者待合室

参加者 裁判員経験者 6名

裁判官 菱田泰信

検察官 恒川一字

弁護士 高橋由美

司会者 植村 稔 (甲府地家裁所長)

概要 下記のとおり

記

〔司会〕

甲府地家裁所長をしております植村と申します。よろしく申し上げます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

平成21年の5月からこの裁判員裁判というものが始まった訳ですけれども、もうかれこれ4年6か月になりました。意見交換に入る前に裁判員裁判の施行状況につきまして少しだけデータをご紹介しますと、制度施行以来、25年の8月末までの数値でございますが、この間に全国では合計で5670人の被告人について裁判員裁判が行われ判決が言い渡されました。有罪となった被告人が5513人、無罪となった被告人が29人ということになります。有罪となった被告人、全部で5513人のうち死刑の人が20人含まれています。甲府の数字を見てもみますと46人の被告人について裁判員裁判が行われ判決が言い渡されています。甲府では全員有罪になっているということです。死刑になった人はいません。裁判員として選任された方の数を申しますと、全国では3万2013人です。甲府では、裁判員に選任された方は合計で279人ということでございます。施行以来4年半、裁判所といたしましては、施行前にいろいろと心配していたわけですが、まずまず順調に推移いたしまして、新しい刑事裁判の姿として裁判員制度自体が十分にやっつけられるということが明らかになったと言ってよいと思っております。その間、何といたっても裁判員、補充裁判員に選ばれた皆さんが熱心に審理・評議に参加していただいた結

果というふうに考えております。実は私自身も平成22年1月に東京地裁で1件だけ裁判員裁判を担当させていただきました。そのときの皆さんも、最初から最後まで実に熱心に参加していただきまして、全く頭の下がる思いがした次第であります。

ただ、制度の運用に問題がないかと申しますとそんなことはないのをごさいますして、裁判所、検察庁、弁護士会では、1件1件の事件についてきちんと対応していく、これは当然のことではありますが、その他制度の運用に問題がないか、常に振り返り、最善の努力をしていかななくてはならないと思っております。特に我々裁判官、検察官、弁護士は、回を重ねると感覚が鈍くなってくる、いい意味でも悪い意味でも慣れというものが出てきますので、そこは警戒しなくてはいけないと思っております。その点、裁判員として経験をしていただく皆さんの方は常にフレッシュな方が出てこられる訳で、1回限りの経験なのでおそらくかなり強い印象としてご記憶に残っているのではないかとこのように思います。どうぞ今日は是非参考となる意見を色々と聞かせていただきたいと思っております。辛口のご発言も歓迎でございますので、どうぞ遠慮なさらずにお願いしたいと思います。

それでは意見交換に入りたいと思っておりますが、今日は、裁判官、検察官、弁護士それぞれ1名にも出席してもらっております。まず簡単に自己紹介をしていただきたいと思っております。菱田部長からどうぞ。

〔裁判官〕

刑事部の部総括裁判官の菱田と申します。この4月に甲府地裁の方に異動してまいりましたので、皆さんとは初めてお目にかかるということです。前任の深沢裁判長の後任として参りました。今日はいろいろご意見をお聞かせください。先ほど、所長から辛口のとありましたが、なるべく批判的なことをいっばい言っていただいた方が、今後、私がやっていく上でも参考になりますので遠慮なく色々言っていただければと思っております。よろしく申し上げます。

〔司会〕

では、恒川検事、お願いします。

〔検察官〕

甲府地方検察庁の検事の恒川と申します。私は甲府に来て3年目でありまし

て、1年目から裁判員裁判を担当させていただいているのですが、先ほど所長のお話にもありましたように、何件もやっていきますと、慣れということがやはり出てくるように思います。我々の立証は、その都度その都度一生懸命やっているとは思いますが、一生懸命やっているとは裁判員の方がどのように受け止められているのかというのは中々分からない所もありまして、このように裁判員を経験された方から直接お話をお伺いできるというのは大変貴重な機会でありまして、この会を楽しみにしておりました。是非、裁判員の皆さんの率直なご意見をお聞かせ願えればというふうに思っております。よろしくお願ひします。

〔司会〕

次に高橋弁護士お願ひします。

〔弁護士〕

山梨県弁護士会の裁判員制度実施委員会に所属しております、弁護士の高橋といいます。よろしくお願ひします。私達はやはり裁判員裁判が始まるに当たって新しい制度が始まるということで、始まるに当たっては色々研修会を行ったり、実際に開始してからは、自分達で色々事案を振り返ったりして検討会を重ねたりして、出来るだけ分かりやすく迅速な形で進めるように努力はしているんですけども、実際に裁判員裁判を受けていただいた方のご意見というのが一番参考になりますので、今日は忌憚のないご意見をよろしくお願ひします。

〔司会〕

どうもありがとうございました。続いて経験者皆さん方の自己紹介ということになりますが、プライバシーの問題もありますので、それぞれどのような事件をご担当になったのか、皆さんが担当された事件のアウトラインを私の方からご紹介させていただくことにいたしたいと思ひます。

まず1番さんですが、1番さんが担当されたのは、殺人事件でございました。被告人は公判廷でも起訴状記載の事実を認めた自白事件ということでした。従いまして量刑が主たる争点となりました。選任・審理・評議・判決に合計4日間かかったと伺っております。

続いて2番の方は、業務上横領、それから殺人、現住建造物放火と、この放火による殺人未遂、こういう事件だったと聞いております。業務上横領につい

ては公判廷で被告人が事実を認めたのですが、殺人については、殺意、殺す気持ちは無かったということで殺意を否認したそうです。それから現住建造物放火とこの放火を利用した殺人未遂につきましては、自分は犯人ではないという主張をしたということでもあります。選任・審理・評議・判決に合計12日間、かなり長い期間がかかったというふうに聞いております。

それから3番の方ですが、強制わいせつ2件、それから強盗1件、強制わいせつ致傷1件、これを犯した被告人の事件だったということです。被告人は公判廷で事実を認め、従いまして主として量刑が争点となったということでもあります。選任・審理・評議・判決に合計5日間かかったということでもあります。

それから4番の方、5番の方、6番の方は同じ事件を担当されたということでもあります。殺人未遂事件ということでもあります。被告人は公判廷で事実を認め、その結果、主たる争点というのは量刑ということになったと伺っております。選任・審理・評議・判決に合計5日間かかったということでもあります。

以上がそれぞれご担当になった事件のアウトラインでございます。

第1 裁判員を経験しての全体的な印象

〔司会〕

意見交換に入りますが、事前に2枚のペーパーを配布させていただきました。1枚は意見交換会でお聞きする主な話題という紙でございます。今日の進行は概ね「意見交換会でお聞きする主な話題」、このペーパーに従って行いたいと思っております。まず1番上に書いてあります、裁判員を経験しての全体的な印象でございますが、1番の方から順番にお聞かせいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。裁判員裁判を経験されてどんなふうな印象を持たれたのか、何でも結構でございます。

〔1番〕

私が最初に思っていたよりかは、淡々に刑というものが決められていくというのにびっくりしたというのを覚えています。

〔司会〕

淡々というのは、もう少しどういうことですか。

〔1番〕

そうですね、刑を決めていく過程というのは知らなかったもので、もちろん経

験も無かったので、私は4日間だったんですけれども、もう少しこう時間をかけてというか、1件の事件に対してももう少し時間がかかるというイメージが何となくあったので、4日間というか3日半くらいだったんですけれども、その短い期間で1人の人の刑が決まってしまうということにちょっと驚いたというのを非常に覚えています。

〔司会〕

そうすると、淡々と刑が決められていくとおっしゃったのは、一番最後に裁判官と裁判員で集まって評議をしますが、そこが淡々という意味ではなくて、最初から最後までを含めて4日間、実質的に3日間半くらいで決まったということですか。

〔1番〕

そうですね。

〔司会〕

では2番の方お願いします。

〔2番〕

最初に選ばれたときにですね、冤罪だとか、死刑だとかっていう言葉が非常に気になりまして、そういったものに関わると嫌だなという、すごく思っていました。実際に始まってみるとちょっとそういうものとは違う事件内容であるのかなという所で少し安心した記憶があります。裁判が始まって、内容も初めてですし、進んでいく上で、どういうふうにすればいいのかなというところで、すごく記憶に残ったのが、内容をメモするという所をですね、それが結構忙しかったような感じがしました。

〔司会〕

2番の方の担当された事件というのは、否認事件、主な事件が否認でしたが、それで最初は大変だと思われたということなんでしょうか。

〔2番〕

はい。でも殺人自体は認めていましたし、どういうわけか放火も未遂で終わってるし、もう1件の殺人も未遂で終わっているの、量刑についてもそこまではないのかなとか、冤罪とか死刑とかということではないのかなというように感じがして、不謹慎ですけれどもほっとしたような気がしました。

〔司会〕

メモのお話をされましたけれども、それは、一生懸命取っておられたというのはいつのことになりますか。

〔2番〕

裁判中のことですね。

〔司会〕

それでは3番の方、続いてお願いします。

〔3番〕

私が担当したのは、強制わいせつが主なんですけれども、その中に、強盗とか傷害ですか、そういうものが入っていたのですけれども、私がちょっと全体的にですけれども感じたのは、まず量刑についてですね。最初に過去の事例でいきますとこういうこの程度です、こうですという事がありまして、普通に考えたら今まではこうだった、だけど、裁判員裁判になって多少重くなっているという感じはしていたんですけれども、過去の量刑を元というような事がありまして、検事の求刑に比べて重いか軽いかというのは別にして、そういう話をすると、裁判員皆さん、誘導っていうのではないんですけれども、そちらの方に引きずられやすいんじゃないかという印象はうけました。

〔司会〕

では、4番の方お願いします。

〔4番〕

裁判員を経験したということで、今まで裁判員という制度をあまり知らなく、今回こういう形で参加させてもらいまして、色々いい経験をしたと思います。全体的な印象としましては、先ほど1番の方がおっしゃったように、刑を決める際に淡々としていたというのではないですけど、もっと刑を決めるに当たって時間がかかるのかなと思ったんですけど、思ったよりそういう審理の時間が短かったと感じました。そこが一番全体的に印象に残っているところですね。

〔司会〕

では、続いて5番の方お願いします。

〔5番〕

自分の場合は、殺人未遂ということだったんですけれども、最初は首と胸を

刺したということしか明かされていませんでしたので、一番最初に思ったことは、できれば死なないで欲しいなど、そうすれば殺人事件になっちゃうからちょっと嫌だな、プレッシャーかかっちゃうなって思ったのが非常に印象的でした。進んでいくうちに命は助かったということで未遂事件ということではほっとしたという気持ちがありました。

〔司会〕

では、6番の方をお願いします。

〔6番〕

まず裁判員の通知が来てこちらの方に選任に来まして、100名くらいの方がいる中から自分が選ばれて、それまでは報道とか色んなものであんまりニュースとかメディアで裁判員という制度が始まってもう何年か経ってということであまり気にはしていなかったんですが、自分がそういう該当する当人になってからですね、よく裁判というものを今まで以上に見るようになりました。選ばれたこと自体には非常にいい経験ができたと思っています。1番の方が最初に言われたように、量刑を決める、私の場合は殺人未遂だったので、たぶん何年かという被告人の量刑を決めるということになるだろう、生殺与奪のようなことにはならないと思いますので、その点では色んな事が精神的な重圧も含めて殺人未遂の裁判でよかったなと思いました。

第2 審理内容の分かりやすさについて

〔司会〕

ありがとうございました。それでは次の点、審理内容が分かりやすかったか理解しやすかったかという話に入っていきたいと思います。「裁判員裁判の進行」という1枚紙を配らせていただいております。これをご覧いただくと、かかった時間が長い方もあれば比較的短い方もいらっしゃるわけですが、どなたの事件でも裁判というのは1番から8番の順番で進んでいったと思います。まず起訴状が朗読されて、起訴状に書いてあることについてどうなのか、これを被告人や弁護人に聞く手続があります。専門用語ではこれは罪状認否と言っておりますが、そういう手続をやって、その後今度は起訴事実について検察官、弁護人が説明をされたと思います。普通はこの場合A3の紙とかA4の紙を配った上で、検察官としてはこの事件はこう見てますというような内容を検察官

が説明して、今からそれを立証しますという、話があったかと思います。弁護人の方からもそういう説明があって、弁護人としてはこの事件はこう見てますというような話があったかと思います。その後具体的な書類の取調べとか証人尋問とか被告人質問という証拠調べに入っていったということだろうと思います。大分もう古いことになりますので、具体的な記憶がなかなか甦らないかもしれませんが、この3番目にごぞいます検察官、弁護人がそれぞれの立場で起訴事実の内容について説明した手続、これがまず分かりやすかったかどうかについて伺います。事件によっては量刑だけが問題となる、つまり被告人が自白している事件、そういうのもあれば、2番の方が担当されたように、いろいろ争点があった事件もございまして、検察官、弁護人の説明を聞いて、いったいこの事件というのは、何が問題となっているのか、今後どんな証拠が出てくるのか、その辺りが経験者の皆さんの頭にすっと入ったかどうかですね、まずその辺からお尋ねしたいと思います。分かりにくかったとすれば検察官の説明はこんなことで分かりにくかったとか、弁護人の方はどうだったかとかおっしゃっていただけるとありがたいと思います。今度は逆に6番の方からお願いします。

〔6番〕

先ほど申したように、本人の方は罪状認否で認めてましたし、幸いにも死亡するに至らなかったのも、検察官の方の説明も弁護士の先生の説明も聞きにくかったとか説明が足らなかったというふうにはとらえませんでした。

〔司会〕

ありがとうございます。では続いて5番の方、どうでしょうか。

〔5番〕

私もですね、淡々と進んでいるんだなという印象を持ちながら、分かりやすく説明していただいているなという印象を持ちました。

〔司会〕

4番の方、いかがでしょうか。

〔4番〕

私も検察官と弁護士の方の説明は特に聞きづらかったということはありませんでした。またこういう冒頭陳述メモというようなものがあって、弁護士の方、

検察官の方がこういうことを中心に進めていきたいという内容が書いてあったので、そういうものを読み返しながら裁判できたので、特に進める上で分かりづらいというのはありませんでした。

〔司会〕

ありがとうございます。それでは3番の方はいかがでしょうか。

〔3番〕

内容につきまして、以前、裁判を見に行ったこと自体ありませんので、実際の前と現在とどの程度違うのかということは分かりませんが、割と分かりやすく説明されていたんじゃないかと思います。

〔司会〕

ありがとうございます。2番の方は一番複雑な事件で大変だったように思いますがいかがでしょうか。

〔2番〕

ちょっと記憶に残っている所で、検察側から実際の実験をする場面が出てくるんですけども、なかなかそういうことも何パターンかしたりする所があって大変かと思うんですけども、完全に同じにする訳にも出来なかったりとかで、そういった所が裁判員同士でもこれが違うんじゃないというような意見があったりした経験がありまして、検察側からの実験みたいなものについて、される方も大変だけど、どうかなって考えるときにここはどうかなという、話合いで意見が分かれたりとかしたということがありました。すみません、ちょっと分かりづらくて。

〔司会〕

では、1番の方お願いします。

〔1番〕

私も皆さんと同じで、渡されたメモが非常に分かりやすかったというのと、弁護士の皆さんと検察官の方の話される使われる言葉が専門用語をなるべく使わないようにしていらっしゃったのかなというのがあって、非常に分かりやすくゆっくりと分かりやすい言葉で話されていたので、メモと合わせて非常にその点で分かりやすかったのかなと感じました。

〔司会〕

ありがとうございます。今1番の方から検察官、弁護人が専門用語をなるべく使わないで平たい言葉ということですかね、日常用語で説明しようとしていたのでそこが良かったというお話がありましたけれども、他の方はどうですか、その点は、何か印象に残っていらっしゃる点はないでしょうか。

〔2番〕

裁判員さんから質問があつて、裁判長さんに教えていただいた言葉で、例えば「態様」ですとか、「口授」ですとかという言葉がずっとでてきてから後でみんなでそれはどういうことかなんてことが私の回にはありまして、それをちょっと最初から分かっていたらいいのかなみたいなことはみんなで話した記憶があります。

〔司会〕

他の皆さんはいかがでしょうか。検察官や弁護人がお使いになる言葉でちょっと専門的すぎて分かりにくかったというようなことは無かったですでしょうか。

では、せっかく来ていただいているので、検察官と弁護人にも聞いてみましょうか。検察官いかがでしょうか、今の点は。

〔検察官〕

そうですね。「態様」という言葉は特に当たり前のように使ってしまったことがあるんですけども、やはり、これもきちっと説明するなり言葉を変えるなりした方が良かったのかなというふうに思っております。私も内部のリハーサルでこれは分かりづらいと指摘されたことがありまして、これはできるだけ使わないようにしているつもりではあるんですが、やはり各担当する検察官によって、その言葉使いがどこまで配慮するのかっていうのはその検察官の考えによるというところがあると思いますので、ご指摘いただいたことは持ち帰ってフィードバックしたいなというふうに思っております、「口授」、これは、使わない方がいいと思いますんで、これはちょっとどういう文脈で出てきたというのは、おそらく取調べ等が問題になったのではないかと思われるんですが、こういう言葉を言って分かる人が逆にどれだけいるのかという言葉だと思いますんで、これはちょっと配慮に欠けていたのではないかというふうに思います。以上です。

〔司会〕

では次に高橋さん，どうぞ。

〔弁護士〕

私も今伺いまして、「態様」という言葉，私も何も考えずに使っていたので，いわゆる法律用語だけではなくて，それ以外でも法律のときによく出てきて私達は当たり前だと思っただけでも聞いただけでは文字が浮かばない言葉とか分からない言葉とかあるんだなと思って，ここもその辺を検討するいい機会になりました。私達もやはり準備をするときには，一旦冒頭陳述を書いてみて読み合わせをしたりして，聞いてすんなり頭に入るかなという準備をしています。できるだけ裁判員の方が一番分かっていたけるようにというふうに配慮はしていますが，先ほどのように「態様」とか聞いただけでは頭に思い浮かばないようなものはできるだけ当たり前だと思わないで準備していきたいなと思います。

〔司会〕

菱田裁判官の場合には，私と違って，裁判員裁判の経験がものすごく豊富にあるわけですがけれども，今の点などあるいはもっと広がって，最初の検察官，弁護人の説明で，経験者の方がよくこの点は問題だなんていうのをお聞きになったことはありませんでしょうか。あったらご紹介ください。

〔裁判官〕

個別の事件でどんなのがあったかというのはよく覚えてないんですけれども，法廷では皆さんが初めて事件に臨む，初めての普通の人でも法廷で集中して見て聞いていればそれだけで分かる審理をしてくださいと，検察官，弁護人には事前の公判整理手続や各地で行われている勉強会などでも言っています。メモを取る必要もないくらいの本当に聞いているだけで分かる審理というのが理想なんですけれども，理想というのはなかなか実現するのが難しい。ただつつい専門用語を使ってしまうと，聞いていても分からない，分からないだけで本当に頭がそこでストップしてしまう。裁判員の方というのは常に真剣に全てのものを見聞きしてるので，分からない言葉が出てきたときに，そこで止まってしまうたり混乱してしまったりすると，後の説明にも全部響いてきます。ですから，その場で見て聞いて分かる，自分の言葉として分かる，そういう言葉使いが必要です。審理の中身は結構意識してるんですけど，言葉使いはつつ

い専門用語を使ってしまう，それは裁判官が評議室で色々話をしているときもきっと同様ではないかなと思います。なるべく話言葉でというのを意識しているんですが，やっぱり検察官，弁護士だけじゃなくて裁判官もついつい法律的な言葉を使ってしまっていると思います。そういうところで，本当にもし皆さんが分からないところがあれば，その時すぐに言っていただければと思うんですが，また，それを言い出せる雰囲気を作るのも最初のうちは難しい。でもその最初の頃に特に難しい，とっつきにくい言葉が出てきているので，本当に一層自戒してやっていかなければいけないんだなということを改めて感じました。

第3 証人尋問，被告人質問と供述調書の取調べについて

〔司会〕

それでは続きまして，証拠調べの中身の方のご意見を聞かせていただこうと思いますが，裁判員裁判の進行の紙で言いますと4番の所です。大きく分けて証拠の中には書類の形で出てくるものと，それから証人尋問と被告人質問のように，実際に証人，被告人が法廷に立ってしゃべる，そういう2つの類型に分けてお尋ねしたいと思います。まず書類の取調べの方ですが，この書類の取調べの方で，1つ1つ内容が頭にすっと入ってきたかどうか，あるいはたくさん朗読されて，なかなか頭に入らなかったとかですね，その辺りの所をお聞かせいただければと思います。今度は1番の方からお願いできますでしょうか。

例えば1番さんの担当された事件というのは，殺人事件だったわけですが，被告人の供述調書とか，被告人が捜査段階で警察官や検察官に話した内容とかっていう書類が出てきて，それを検事の方で朗読をするという形での取調べが行われたんじゃないかと思うんですが，それは聞いていてよく理解できましたでしょうか。何か問題を感じられたということはありませんでしょうか。

〔1番〕

問題を感じたということは特に無かったんですけども，私の関わった事件が否認するっていうことも無かったんで，全体的に見たらとてもシンプルな感じの事件だったように記憶があるので，さっき言ったみたいに，配られたメモとかがあったので，分かりにくかったということは無かったですけれど，2番の方がおっしゃったように，自分で書くメモを取る時間，メモを取るというの

には若干忙しかったかなというのは感じたと思います。

〔司会〕

では続いて2番の方、いかがでしょうか。1番大変だったのではないかと思いますのですが。

〔2番〕

手紙ですとかそういったものを全て含めてでしょうか、証人さんが提出した手紙とか。DVDも調べて、違うかな、頭が混乱しちゃって。

〔司会〕

あまり具体的に記憶はないですか。

〔2番〕

すいません、メモを取るのがやっぱり大変だったという。

〔司会〕

分かりました。3番の方いかがでしょうか。

〔3番〕

私の場合、私の担当したものと、非常に内容的に分かりやすい短絡的なものでしたので、本人の調書も分かりやすかったので、他の方の参考になるかっていうくらい割と単純な件だったので、分かりやすかったというのは分かりやすかったです。

〔司会〕

4番の方、いかがでしょうか。

〔4番〕

自分の方も特に書類とかそういう事に関しては特に分かりにくかったというのではないですね。実際に裁判やっていく中で、被告人の方もその内容を聞いたときに特に何も否定することもなく、裁判も進んでいきましたんで、しっかりした取調べが出来ていてその書類も見やすかったので、問題無かったと思います。

〔司会〕

分かりました。では5番の方いかがでしょうか。

〔5番〕

自分も特に問題なく分かりやすかったと思っていますけど、検察官さんとか

裁判所の方はきっと自分たちに本当に分かりやすくしようと思って気を遣っていただいたというのが端々に分かったので、大変だなというふうに思いました。

〔司会〕

では6番の方お願いします。

〔6番〕

やはり同じように、同じ案件でしたので、分かりやすかったです。良かったです。

〔司会〕

それでは次にですね、人の話が法廷で出てくる、そういう証拠調べですね、証人尋問とか、被告人質問ですか、これは検察官や弁護人の方からまずそれぞれ質問をすると、それで答える、順次その話が進んでいくわけですが、聞いていて、例えばですが質問の意図が分からなかったですとか、質問と答えがうまく噛み合わなかったとか、困る事態というのは色々と想像は出来るんですけども、実際に皆さんがお聞きになったときにはどうだったのかでしょうか、その辺についてお話を伺えればと思いますが、これも1番さんからいかがでしょうか。

1番さんの場合には、被告人質問がありましたよね。被告人に話を聞く、この話というのは聞いていてよく分かったでしょうか。

〔1番〕

そうですね。分かりやすかったと思います。質問も、質問の意図みたいなものも、こういうことでこういうところを伺っているのかすごく分かりやすかったので、特に問題は無かったと記憶しております。

〔司会〕

1番さんの担当された事件の被告人質問はかなり長かったというふうに聞いているのですが、その点はいかがだったですか。

〔1番〕

長かった、他のが分からないので比べようがないのですけれども。比較的時間はかかったように思います。

〔司会〕

その時間がかかったのは、私は実際に体験していないから分からないんですけど、どこに理由というか。

〔1番〕

そうですね。弁護人の方に対する、質問の答え、被告人の人の答えが打ち合わせをしているのかどうか分からないんですけど、弁護人の人が期待する答えを被告人の人がちょっと気持ちのあれもあるかもしれないんですけど、期待する答えを答えられないっていう場面がいくつも見られたんでそれを含めて時間がかかったのかなと思いました。

〔司会〕

そうすると、弁護人の方が、1番さんとしても多分こういうことを答えさせたいんだろうと、それが頭に浮かぶんだけど、中々そういうふうには上手く被告人が答えてくれないので、繰り返し繰り返し聞くとか。

〔1番〕

そうですね。同じ質問を2, 3回聞くとか、被告人の方も涙ぐむというかですね、ちょっと見てられないような感じだったので、そういうのも含めて時間がかかったのかなというのがありました。

〔司会〕

2番の方、いかがでしょうか。

〔2番〕

事件の内容が家族の中の事件でしたので、加害者も被害者も親族ですとか、証人で出られる方もみんな家族であったりとかいう人が多いので、そういうところで、大分複雑なんだろうなという所が記憶に残っています。印象に残っています。

〔司会〕

2番の方が担当された事件で、お医者さんも証人として出てきたと伺っていますが、お医者さんというとまたこれも裁判官、検察官、弁護士と同じように専門職なんで、専門用語が出たりすると中々理解出来ないということもあり得るんですけど、その点はいかがでしたでしょうか。

〔2番〕

それは無かったと思います。

〔司会〕

そうですか。では3番の方がいかがでしょうか。

〔3番〕

証人が出て、被害者が証人として出てくることはありませんでしたので、被害者の記録と、被告人質問のときに被告人の陳述がちょっと違っていた部分があっても、ほとんど被告人が被害者の言っている方が正しいのではないかということで全面的に認めていましたので、あまり問題が起こるような質問、分かりづらい質問と、質問に対して違うようなことを言うようなことは全然ありませんでしたので、非常に分かりやすかったです。

〔司会〕

4番の方、いかがでしょうか。

〔4番〕

私の担当した裁判も証人尋問はありませんでした。被告人の質問ということで、検察官、弁護士の方が自分達に対しても分かりやすく丁寧にゆっくり説明してくれたと思います。あと言葉の言い方も非常に分かりやすい言葉を選んでしゃべってもらって、私達もどういう質問をしたいのかという意図が分かったので、とても分かりやすかったと思います。

〔司会〕

では5番の方、お願いします。

〔5番〕

自分は、被告人質問をさせてもらいまして、普段見た景色と違っていたので、被告人さんと目が合ってしまった、ちょっと動揺してしまって何を言ったか分からなかったんですけど、刺したときの心情はどうでしたかというようなことを聞いた覚えがあるんですけど、すぐに裁判長さんがフォローしてくれて、裁判員さんの質問はこういうことですよとフォローしてやってくれた記憶があります。非常に助かりました。

〔司会〕

ご苦労さまでした。それでは6番の方、いかがでしょうか。

〔6番〕

やっぱり、証人というのは無かったんだけど、被告人に検察官なり弁護士の

先生の質問がちゃんと本人に意図が伝わっているのかなというところも見受けられたのですが、答えにそれほど窮することもなく、ただ本人が全部認めてましたので、本当に淡々としていたと思います。

〔司会〕

ありがとうございます。お一人の方から、5番の方から自ら被告人質問をされたというお話がありましたが、皆さんされましたか。1番の方は。

〔1番〕

してないです。

〔弁護士〕

1点お伺いしたいことがあります。今お伺いした質問の中に、書類の取調べ、いわゆる供述調書といって警察とか検察庁で被告人ですとか証人が話した内容をストーリー仕立てになっている文章を実際に検察官が法廷で読むと、先ほどの書類での取調べですね、それを聞いたときの印象と、実際に証人とか被告人が出てきて話をしたときの印象と、このどちらの方が聞きやすかったのか、と言いますのも、私達こう何ていうのでしょうか、膨大な文章をだあっと読まれると、聞いていても頭がぼんやりしてきてしまうのではないかと、で、実際に証人とか被告人の話を聞いた方が頭に入って来やすいのではないかというふうに思ったりもします。逆にですね、被告人と弁護人や検察官との話が噛み合わなければ、ストーリー仕立ての方が頭に入りやすいかもしれないなんて思ったりもします。その辺の印象を、どちらで言った方が分かりやすかったと、その当たり何かお気づきになった点がありましたら教えていただきたいのですが。

〔司会〕

特に何番の方ということではないですね。

〔弁護士〕

そうですね。

〔司会〕

今の高橋弁護士のお話についてご意見のある方、いかがでしょうか。

〔3番〕

やっぱり、取調べで要約されてきてますので、そちらの方が分かりやすくて、

証人尋問の方で本人に聞いたとき、本人がやっぱり聞いていることと回答とが噛み合わないというか、それに対してはっきり違うような内容を言ったりすることがあるんで、かえって証人尋問の方が分かりにくい部分があるのではないかと思いますけれども、調書の方が割と分かりやすかったですよ。私が担当したものはそうだったんですけど。

〔司会〕

今、3番の方がおっしゃったのは、誰についての供述になるのですかね。何と何を比較したときなんでしょうか。

〔3番〕

被告人に対する供述調書ですよ。

〔司会〕

被告人に対する供述調書と被告人質問。

〔3番〕

ええ。質問が被告人に対するものしかないですから、証人がいなかったものだから。もう被告人だけの話ですけれども。

〔司会〕

分かりました。他の方はいかがでしょうか。

高橋さん、何かご意見はありますか。

〔弁護士〕

すみません、3番の方にですが、要約されているものを聞いていて、例えば何て言うのでしょうか、長時間になるとどうしても集中力が削がれてきますので、例えばちょっと眠くなってしまったりですとか、メモが疲れたですとか、そういう所はあまりお感じになられなかったですかね。

〔3番〕

私はメモというのをほとんど取りませんので、聞く方に集中しますので、そういう点では全然感じなかったんですけど。

〔弁護士〕

挙手で、質問を実際にされた方が分かりやすかったという方はいらっしゃいますか。

(挙手される裁判員経験者はいなかった。)

〔司会〕

事件ごとに全然類型が違いますし、それから調書と尋問という比較対象が無い方もいらっしゃいますので、中々、皆さん方もお答えにくい質問になったような気がします。

それではここで10分程度休憩を取りたいと思います。

(10分休憩)

〔司会〕

では、再開いたします。

今、高橋弁護士の方から色々ご発言をいただきましたが、その点について、検察官、裁判官、それぞれの立場から若干コメントをしてもらいましょうか。供述調書にしても 証人尋問、被告人質問にしても、全て分かりやすすくないといけないのだらうと思いますけれども、検察官どうぞ。

〔検察官〕

私の立場から言わせていただきますと、供述調書と証人尋問は、どちらが分かりやすいかという問題よりもですね、どう組み合わせることによって、最終的に分かりやすくなるのかということを考えておきまして、最初から最後まで供述調書を朗読してしまっただけで、ずっと時間が流れていくだけで、朗読する時間もかなりの時間になりますから、そういう審理は適当ではないだらうというふうに検察官の方でも考えておきまして、事案の内容、それから争点がどこにあるのか、そういった所を加味しながら、場合によっては、争いのない所は供述調書でさっと朗読してしまっただけで、重要な点については証人尋問で証拠と。こういう観点で。従来は割と供述調書がいっぱい出ていくような感じだったと思うんですけど、検察庁としても改善をしているような状況がありまして。どちらが分かりやすいと言うよりも、どう組み合わせたら分かりやすくなるのかと言う観点から、立証計画を立てさせてもらっていると、こういう状況でございます。

〔司会〕

では、菱田裁判官から。

〔裁判官〕

証人が出てきてこの事件についてどうでしたかと聞かれて調書に書いてあるような内容を言ってくれると、たぶん、検察官とか他の人が調書を読むよりは、実際に体験した人が言う方が当然分かりやすいのではないかなとは思いますが。前提として、当然尋問が上手にならなければいけない、分かりやすくならなければいけません。その辺がちゃんと出来ていなかったとすれば、検察官、弁護士そして裁判所の責任で、自分たちの尋問技術が未熟なせいで、裁判員の方に分かりづらさとか、うまく質問と答えが噛み合わないストレスを感じさせたとしたら、本当に申し訳ありません。また、例えば、4番さん、5番さん、6番さんの事件で、被告人が上手く答えられなかったとしたら、そういう答えられない被告人の「生」の状況を見るのも、やはり被告人の人柄を分かるためにも、ある程度は必要なかなとも思います。それから、被告人に限らず関係者の調書を朗読した時に、やっぱり捜査段階の調書というのはどうしても分量が多くなる。捜査段階、つまりまだ争点がどこにあるのか必ずしも決まってない段階で幅広く調書を取っている。皆さんにお読みしたのは、全体の何分の一かに削られたもの、要するに捜査段階では100ページくらい取っていたとしたら、それを事案の中身や他の証拠との組み合わせ、争点に応じて、30ページとか40ページとかに削ったものを、法廷で紹介していると思います。上手に削られる内容であればいいのですけども、必ずそうなるとも限らない。そう考えると分量の面でも、法廷に証人を直接呼んで事案の中身にに応じて、その時その場で必要なものを上手に聞き出せるのが、皆さんに一番分かりやすいのではないかなというふうに思います。けれども、噛み合わない質問とかになってしまうと、かえってそれがストレスになってしまう。尋問技術の未熟さもあるし、場合によっては答える人の人柄とか能力があると思うのですけれど、実際に証人として来ている被害者や目撃者と言われている人が、本当の人柄や能力はどうかというのとは、できれば皆さんになるべく事件に近い被害者自身、目撃者自身を直接見聞きしていただいた方がいいのではないかと思います。現在は過渡期にありますので、調書の方が実際に分かりやすくなりがちのところ、そういうのをこれから私たち法曹三者、裁判官、検察官、弁護士が協力して変えていかなければならないと思います。今恒川さんからあったように、当面は一定

程度組み合わせるなどして分かりやすさを試行錯誤していきたいと思っているわけですが、そういう所を含めて今後私達がどのような審理をすると、本当に皆さんに分かりやすくなるか、ああいう証拠はやめて欲しかった、ああいうところはもっと工夫して欲しかったというところ、直すべき点があったら、どんどん指摘していただけるとありがたいと思っています。

〔司会〕

どうもありがとうございました。裁判所の方では、なるべくその事件のポイントとなるような方については、調書の形で聞いていただくよりは、直接聞いた方が裁判員の方には分かりやすいのではないかとということをやっているところではあります。

菱田裁判官が話した中で出てこなかった点では、実際に来てもらった方が良い点というのは、足りないことを聞き返せるという点ですね。供述調書の場合にはもう完結していますので、検察官が朗読されるとそれで終わってしまうのですけれども、そういう供述を聞いた上で何か疑問があった時に、生の証人がそこにいると、重ねて聞くことができます。被告人の場合には当然それが出来る訳ですが、証人を呼ばずに調書でやろうとするとそれはできません。なるべく生に近いところで話を聞いていただいて判断していただく方が、一般的にはいいのではないかなということで、特にポイントとなるものについては、人に聞くという証拠調べをやっていこうとしているところでもあります。

第4 遺体写真等について

〔司会〕

では、意見交換会でお聞きする主な話題の遺体写真等の所に入っていきたいのですが、裁判員の皆さんには、事件によっては、遺体が写っている写真とか、怪我が写っている写真を見ていただく場合がございます。新聞報道等で裁判員経験者の皆さんもご承知かと思いますが、ある裁判所の事件で、そのような写真をご覧になった裁判員の方がPTSDを発症されたということもございました。

そこで、今後の対応の参考とさせていただくためにですね、今回集まっていた方の中で、遺体写真とか怪我の写真、これをご覧いただいた皆さんに、見た時の感想ですね、ちょっとショッキングなものがあったのかどうなのか、

それともそんなことはなくて、十分正視できる、きちんと見ることができるものだけになっていたのかなどをですね、これはちょっと古くなってしまったんでご記憶が定かでないかもしれませんが、率直な所をお聞かせいただければ幸いです。

1番の方は殺人事件ということなので、何か写真など見ることになったんでしょうか。

〔1番〕

写真は無かったですね。

〔司会〕

それでは、2番の方、いかがでしょうか。

〔2番〕

ご遺体の写真とですね、あと被害者の解剖写真ですね。これを見ました。

〔司会〕

いかがでしたか。気分が悪くなることはなかったですか。

〔2番〕

ご遺体の写真とかっていうと、お葬式とかでお顔を拝見することもあるんですけども、解剖写真というのは初めて見まして、検察官のお話の内容からそういうものが出てくるのではという感じがしたんですけども、2人で1つのモニターを見ている訳ですので、それを初めて見た時には、首の上皮をめくって見せる写真なんですけれども、要はどのくらいの強さで首を絞めたかと言うところを確認するためのもので見ることも必要だと思いますけれども、そういうものを初めて見ましたのでビックリしました。

〔司会〕

ご覧いただく時には、検察官が配慮をしたということなんではないでしょうか。予告をしたような。そんなことでもないんですか。

〔2番〕

うーん。

〔司会〕

では結構です。

後は、4番、5番、6番の方は怪我の写真が入っていたかと思いますが、4

番の方いかがでしたでしょうか。

〔4番〕

そうですね。写真は実際に被害者が首を切られている写真、血が床に垂れている写真がありました。実際その写真を見て半年以上経っているんですけども、正直今でもまだ憶えています。その写真を見た時もショックでした。やっぱり被害者が苦しんでいる写真、ちょっと胸が痛んだというか、見てられないと思ったんで、中にはそれを見て精神的にショックを受ける人がいてもおかしくはないのかなと感じました。

〔司会〕

5番の方いかがでしょうか。

〔5番〕

一緒に見た女性の裁判員の方は、「まあ。」とか言っていて、ショッキングな感じだったかなと記憶してます。その後で一緒にお昼に行ったんですけども、冗談交じりに「できれば午後に見せてほしいな。」とか「具合が悪くなってお昼が食べられなくなっちゃうな。」などと話した記憶があります。テレビなどでやっているのは作り物だと始めからわかっているのですが、これは本当にあった話だし、刺したナイフが回ってきて見せられたりしましたが、私は大丈夫でしたが、隣の女性の方はかなりショックを受けていたんだと思います。

〔司会〕

ありがとうございました。6番の方どうぞ。

〔6番〕

すごく個人的な差があると思うんですけど、私にしてみればそれほど皆さんが言うほどにはなかったですね。

〔司会〕

はい、ありがとうございました。今の経験者の方のお話を伺って、法曹三者はどうですかね。まず立証しなければならない検察官の方ではいかがですかね。色々工夫はされていると思うんですけど。

〔検察官〕

はい。先ほど証人尋問の話の時にもお話があったと思うんですけど、体験した人から直接話を聞いた方が心証が取りやすいということがあるんですけど

れど、実際にどういうことがあったのかということを示す必要があるのではないかと我々は感じておりまして、こういった写真を見慣れている方はあまりいないと思っております、見たらある程度のショックを受けることがあることは想定してございまして、もちろん何でもかんでも出すことはしていません。どういものを出した方がいいだろうかとということを十分に、必要最低限の所に絞って提出させていただいているところなんですけれども、必要な場合にはやはりこういった写真も見ていただいた上で、しっかりと判断ないし刑を決める、そういう参考にしていただきたいなと考えている次第でございます。

【司会】

弁護人の立場はいかがでしょうか。

【弁護士】

実際にその事件を体験するという点では、確かに生の写真と思うんですが、結局は裁判ですので証拠としての価値という観点から考えることが必要なのではないかなと考えます。

例えば死亡したことを立証するのであれば、死体の写真ではなくて死亡検案書で十分ですし、怪我の部位の損傷の程度ということであれば、場合によってはトレースした図ですとか、そういうものでも代替できる状況はあると思います。もちろん生のものを見るということで判断が、なんとかなるのでしょうか、見ないと分からないという面もあるのかもしれませんが、代替できるという場合も十分あるんだと思われまます。私もですね、いくつも事件の内容によっては死体の写真を見ることもありますがけれども、何度も見てもやはり慣れていても気持ちのいいものではありませんから、実際に裁判をするというプレッシャーを感じていらっしゃる方が、見るということによって、少なくとも何らかの刺激はあるんだろうと、そのことが生のものを見るという意味はあるかもしれないけれども、判断に誤ってですね、なんらかの刺激や影響はないだろうか、そういう意味では証拠としての価値で代替できるのであれば、やはり私は代替していただいた方がいいのではないかとこのように思います。弁護人も、事案によっては、今回については実際に死体の写真を出す必要がないのではないかとこのような意見を出して、裁判に出す証拠を厳選していただくようお願いするケースは実際にあります。

〔司会〕

はい。では、時間もありますので、菱田裁判官、簡潔にお願いします。

〔裁判官〕

裁判員裁判に参加するだけで精神的プレッシャーがかかっている、裁判員の皆さんというのは本当に真剣に証拠を見聞きする。そういう中で、いたずらにショックを与えるような証拠があると、本当に後まで引きずる方もおられる。先ほど6番さんがおっしゃったように個人差もある。個人差がある時に、一番ショックを受けやすい人を前提に考えなければいけないとは思っています。ただ、法曹三者は一定程度慣れている。慣れていても一定程度辛いんですけども、それでも皆さんと比べては慣れているんで、その辺の感覚が麻痺しているのではないかと常に自戒しながらやっているつもりです。この福島の事件を見て、自分の今までの至らなさを改めて感じ、やはり軽く考えていたところもあるのではないかと反省しています。先ほど高橋弁護士がおっしゃっていたように、本当に立証上必要かどうかということをごりごり考えて、精神的にプレッシャーを与えるために見せるのではなくて、本当に証拠として必要なところにポイントを絞って、真にそういう写真を使うのはやむを得ないのかという所まできちんと考え、それをを用いることによって何を立証するのか、傷の出来方、犯罪の成立にかかっているのか、ただ単に生の事実を見て凄惨さを実感してもらっていたずらにショックを与えて、それによって、場合によっては刑に影響を与える、そういうことになるのであれば、それは避けるべきなんだろうと思います。本当に何を立証するためなのか、必要最小限に絞りたい。それでも一定程度出てくるのはやむを得ないのですが、出てくるとしても、一番ショックを受ける人を前提に、できる限りのフォローをあらかじめ考えながら工夫、対応していきたいと思っております。

第5 選任期日と審理開始日との期間について

〔司会〕

それでは、お聞きする主な話題の下から2番目3番目は一番最後におたずねしたいと思いますので、1番下のその他の細かいところで皆さんにお聞きしておきたいことがあります。一つは皆さんが選任された期日、それと最初に裁判が始まる期日、これが今日お集まりいただいた皆さん色々でありまして、どう

ということかと言いますと、1番の方は選任された期日のその日、午前中に選任期日がありまして、午後に裁判があったと思いますが、最近はそれが減ってきていまして、勤務先との調整とかがある方が多いので、むしろ選任期日は選任だけで終わって、翌日から裁判が始まることが多くなっています。それが実は3番、4番、5番、6番の方はそうだったと思いますが、それで1番の方にですね、午前中に選任期日があって、午後に裁判があって、それで勤務先との調整とかでご苦労されたというところはなかったでしょうか。

〔1番〕

会社には予め候補に挙がってるというのは上司には伝えてあったので、もしかしたら選任があって、その後3日間休みを取りたいと伝えてあって、予め休みを取ってあったので。

〔司会〕

もう用意万端、選任期日に行かれたということなんですね。

〔1番〕

そうですね。私の場合は、すぐに有給休暇を取れるという会社ではないので、予め4週間前に申請をしなければならいんです。なので特に苦労はなかったです。

〔司会〕

そうすると、逆にくじに外れて午前中だけで終わってしまった場合も、有給休暇を消化しないといけなかったわけですか。

〔1番〕

そうですね。

〔司会〕

その点はあれですかね。その日くじに当たるかわからないので、相当ご迷惑をお掛けしたことになるわけですかね。

〔1番〕

ああ、そう考えると…そうです。

〔司会〕

じゃあ、翌日に始まった、3番から6番の方は、特に何か、スケジュールの調整などで不都合は無かったですか。どなたでも結構ですが。

〔4番〕

自分の方も、予め、選定された段階で、選任されれば数日裁判に行きますんでということを会社に伝えていました。会社の方も、休みの方は分かったから裁判の方頑張ってきてくれと言ってくれていました。ある程度時間が開いていれば、そういうことも伝えられると思うので、まあ良かったかなと思います。

〔司会〕

ありがとうございます。それで2番の方は、唯一選任されてから1日空いて裁判が始まったのではないですかね。

〔2番〕

…。

〔司会〕

もうご記憶に無いのであれば結構です。続いて2番の方にお尋ねしておきたいのは、これかなり長くかかりましたよね。全部で3週間かかったと思いますが、おやりになって、その負担感はどのようなものだったでしょうか。率直なご意見をお願いします。

〔2番〕

そうですね。12日間という間で、仕事の内容が土曜日曜が出勤で裁判がない時で、月曜日が休みなので、そういった点では、休日は取れたんですけども、やはり業務上に支障を来してしまうこともあるにはあったんですけども、会社も初めてだったんで、そういう対応をしていただきまして。ただやっぱり、長かったという記憶はあります。

第6 裁判員を経験して変わったと感ずること及びこれから裁判員裁判に参加する方々へのメッセージ

〔司会〕

ありがとうございます。続きまして、お聞きする主な話題の下から2つめと3つめですね。これは一緒にお話しただければと思います。下から3つめの裁判員を経験して変わった点、これはあった方だけで結構です。冒頭のご発言でも若干出ておりましたけれども、ご自身で変わったと感ずられた点があればお聞かせいただきたいのと、それから併せて、これから裁判員裁判に参加する方々へのメッセージですね。これをお願いしたいと思います。これは6番の方

から順番にお願いいたします。

〔6番〕

最初にも述べましたが、やっぱりそれまでと違って、いろんなニュースとかメディアに上がってくる裁判に関して、非常に考えるようになりました。自分がもしこの裁判の裁判員に選任されたら、自分はどういうふうに判断をするだろうか。また、幸いといっちはなんですけれど、自分が担当した裁判員裁判は殺人未遂ということで、量刑だけを判断すればいいということでしたけれども、人の命を奪うような判断をしなきゃならないような事案だとか、あるいは先頃こちらでもあったと思いますけれども、反社会的な勢力の裁判の様な裁判員に選任された場合、自分はどのように対応できるのかなとか、いろんなことを考えるようになりました。それと、これから参加する方々へのメッセージなんですけれども、自分がやってみて、真摯に向き合えばそれほど構えなくても、平常心で当たれば、裁判員というのはどなたでもやれるんだなと思いましたので、普段からそういった物事に真摯に向き合う、そういう生き方をしていればどなたでもやれるんじゃないでしょうか。

〔司会〕

どうもありがとうございます。では5番の方をお願いします。

〔5番〕

裁判所とか裁判官とか検察官とか法律だとか、普段の生活に関係のないことについて裁判員を通して関わりを持って、非常に裁判所という所が、怖い、暗いというイメージからちょっと親近感を持てたという思いがしてます。それから、法廷というのはテレビでしか見たことがないですけど、傍聴席側からのものしか見たことがありませんでしたけれども、裁判官の席の方から見るのが経験できたことが自分としては本当にいい経験をしたなと思いました。控え室とかこんなふうになってるんだとか、いい経験ができたと思います。先ほど6番さんが言われたとおり、自分もそういう経験ができたので、これから参加される方には、期待があって、そういうものを受けることができる状況であれば、受けられたらいいんじゃないかなと思います。

〔司会〕

ありがとうございます。では4番の方をお願いします。

〔4番〕

裁判員を経験してというところで、裁判員を経験する前はニュースなどは見
ていなかったのですけれど、今回こういう裁判員裁判に携わらせてもらいまし
て、テレビのニュースなどでも、昔よりも興味を持ったりとか、裁判というも
のをすごく身近に感じるようになりました。裁判の内容も、こういうふうに始
まって、こういうふうに終わって、こういうふうに刑が決められてという、本
当に経験できないというところでいい経験ができたなと感じました。それで、
これから裁判員になる方へのメッセージなんですが、自分は、裁判員に選ばれ
る前は、不安があって、全く法律も知らない素人の自分が人を裁くというこ
とに携わって本当にいいのだろうかということを感じました。しかしやっぱりそ
ういう不安もあったんですけれど、色んな裁判官とか弁護士とか話を聞いたり
していて、色々審理をして、もし自分が間違っていればこういうやり方もある
んじゃないかとか、見方が違っていたらそれを修正するような意見を言ってく
れたりとかして、やっぱり素人の自分でも専門家じゃない角度から見ることで、
専門家だけじゃなく違う見方もできると思うので、やっぱり積極的に参加して
いただきたい思います。

〔司会〕

どうもありがとうございました。では、3番の方どうぞ。

〔3番〕

私が裁判員を決定してその後、新聞テレビ等で事件、最近よく事件あります
けども、こんなのにあたったら大変だろうとか、そういうふうなことを裁判
員に自分になったらどうだろうとか、そういうふうなことを感じますし、また、
判決等、あるいは裁判の内容等がニュースとかで流されるときに、この間の特
に茨城の話題ですか、供述の時には全然言ってなかったのに裁判になっていき
なり共犯で、という話が出ていたというのがありましたけれども、そういうも
んだったら大変だったんだろうというの、すぐに自分がその裁判員だっ
たならどうなんだろうということは、ちょっと考えるようにはなりました。そ
れから、これから裁判員に選ばれる方達へのメッセージは、裁判員自体も6人、
それから裁判官の方が3人、全部で9人で合議でやることですので、そんなに
不安にならずに皆さん経験してもらいたいなと思います。

〔司会〕

ありがとうございます。2番の方をお願いします。

〔2番〕

もう皆さん話しをされたとおりでございまして、貴重な体験ができたということ、事件が家族の中の事件だったということで、あらためて家族って大事だなんて思いました。あと、これからは裁判員に当たってしまったという方、きっと不安だと思うんですけど、終わってみると裁判官との雑談ですとか、日常的な、出身はどこかですね、どこは美味しいよというような食べ物の話ですとか話が出まして、本当に気をくつろがせていただいたりとかするので、そういう心配はなかったな、もしくは、始まる前までは、どんな本を読まなきゃいけないのかなとか図書館へ行っていろんな本も読んだりとかしたんですけど、始まってみれば、特にそういう準備もいらなくて、毎日時間だけ守って裁判所へ来れば、12日間と大変長かったんですけども、その時の裁判員の方6名いらっしゃったんですけども、他に補充の方が3名いらっしゃったんですけども、それで入れ替わるということなく、勤め上げたということが良かったと思います。以上です。

〔司会〕

ありがとうございました。それでは1番の方をお願いします。

〔1番〕

私も皆さんと同じで、まず、変わったと感じられる点、私の中では特に変わったというところはないんですが、その裁判、事件と関係のある場所とかをたまに通ったりする時もありますけど、そういう時ちょっと思い出したりとか、被告人の人はたぶん刑務所にいるんだと思うんですけど、どういう気持ちでいるのかなとちょっと考えてみたりとか、あと、被害者が母親だったので、なんて言うんですかね、もう少し自分の母親を今まで以上に大事にしようと思いました。それから、これから参加する方々へのメッセージですけども、裁判に携わるということが、もしかしたら私の場合これが最初で最後かもしれないということで、なかなか経験できないことでもあるし、裁判所だから弁護士とか裁判官の皆さんとか、イメージとしては堅苦しいところがあったんですけど、意外とお話を一緒にしてみると皆さん普通の方だったので、話しやすい雰囲気を

作ってくれたとは思いますが、人生の中では本当にいい経験だったと思うので、確かに負担はあったんですけど、あまり堅苦しく考えずに参加してみるのもいいのかなと思います。以上です。

〔司会〕

ありがとうございました。非常にいいお話を皆さんから伺いましたけれども、検察官、裁判官、弁護士の方からですね、何かこの点は聞いておきたいというような点がございませうでしょうか。いかがですか。よろしいですか。

第7 司法記者会質問

〔司会〕

それでは次に報道機関の皆さん、まず幹事社からですかね、代表の方から質問があればお願いをいたします。ただ守秘義務の関係がありますので、その点をご配慮願います。

○質問（朝日新聞）

写真のことにに関して伺いたくてですね、解剖の写真とか遺体の写真とか見られて、ショックを受けた方、受けてない方もいらっしゃったんですけども、2番の方が解剖の写真も見たということおっしゃっていたんですが、まず枚数であるとか、写真の様態というかどうかといったものを見せられたのかという点を具体的にお聞きしたいのですが。

〔2番〕

解剖写真については、記憶が1枚だったと思うんですけども、要は殺意があったか無いかというところで拝見したというのが1枚だったという記憶が、あまり憶えていないですが、あと、ご遺体の写真については、実況をしているところもはいるので、結構な枚数があったと思います。5枚、6枚とか、ちょっとすいません、記憶に、何枚とは…。

（朝日新聞）

ありがとうございます。4番から6番の方。では一番手前にいらっしゃる4番の方。

〔4番〕

自分も定かではないんですけど、5枚6枚くらいだったかなと感じています。実際の写真の様態については、被害者が壁に横たわって切られたところを

手で押さえている写真が1枚あったかな、その写真の印象がすごく強くて、後はまあ血痕を指している写真だったと思います。

〔朝日新聞〕

手で押さえているというのは、実際にその方が、こう手を押さえてという。

〔4番〕

すごい記憶が曖昧なんですけど、多分そうだったと思うんですけど。

〔朝日新聞〕

ありがとうございます。それで、5枚とか6枚とか見ていて、途中で、多いなとかもう十分だなということを思ったりすることは無かったのか、2番の方と4番の方に順番にお聞きしたいのですが。

〔2番〕

特に多過ぎるとか少な過ぎるとかいう感じはしなかったと思います。

〔4番〕

自分もそこまで多いという感じはしませんでした。実際、被害者の写真も多くなかったのも、その辺は配慮して出してもらってるんだなと感じましたので。

〔朝日新聞〕

ありがとうございます。

〔司会〕

他の方、どうぞ。

○質問（山梨日日新聞）

3番の方にお伺いしたいんですけども、量刑の時に誘導的だった印象があるというお話をされていまして、改善点として、どうすれば誘導的な印象を拭えると思いますか。

〔3番〕

誘導的というか、過去の事例を勘案して、大体このくらいがこうですよという過去のデータがですね、それを見せてもらったということで、あまり誘導というのは言葉として相応しいかどうかというのはあれですけど、なるべく集約しようということで、そういうことをしたんじゃないかと思うんですけど、今までで裁判員裁判になってから、量刑がですね重くなる傾向にあるっていうようなことは耳にしたことがありますので、それほどでもないんじゃないかっ

ということ、そういうような過去の事例を出して大体このくらいですよと、ただその中でみんなで答えを出して量刑について話合いをして、段々多数の所へ行くということですので、まあそれで裁判官の意見だけで動いたとは言いませんけれども、まあ多少そういう過去の事例を参考にとということで見ますので。そうじゃないと、かなりばらばらになってしまうのではないかという配慮があって、やったことではないかと思えますけれど、一応私が感じたのは、早くということではないんですが、みんなで集約する上において、そういうことをしたのではないかなと思うんですけれど。

(山梨日日新聞)

ありがとうございます。

〔司会〕

一般論として、どの事件でも裁判員裁判の場合には、過去の量刑データを使おうと思えば使えるシステムができておりまして、そのデータっていうのは、検察官も弁護士さんにもオープンになっているんですけれども、どうしてそういうことをしているのかを菱田裁判官の方から簡単に説明してもらいましょうか。

〔裁判官〕

量刑というのはどうやって考えるのか、色々難しい問題があるんですけれども、基本的に同じような犯罪、同じような行為、同じような結果がある時に、大体同じような量刑というのは、裁判の公正公平という観点から一定程度参考的に意識してもらうためにお示ししています。また刑の重さを考える時にどういう要素をどういうふうに考えるかというのが審理で出てくると思うんですけれど、そういうのが出てきた上で、それが今までの裁判でどんなふうと考えられてきたのかという参考資料になるという程度の位置付けですので、参考程度にしてくださいという説明の上でお示しして、縛るつもりは無いと言っているつもりなんですけど、ただ裁判員の方々は意識させられていると感じられてしまっているのかもしれない。

(山梨日日新聞)

1番の方と4番の方に伺いたいんですけれども、簡単に量刑が決まっていくということなんですけれども、もう少し長く審理した方が良かったのか、もう

少し話合う機会が多い方が良かったのかという点についてお願いします。

〔司会〕

裁判の最初の時から判決に至るまでの期間についてという趣旨なのか、それとも最後にやる評議の時間のことをお尋ねになっているのか、どちらなんでしょう。

(山梨日日新聞)

1番さんは最初どういう話だったですかね。量刑の、評議ことなのか、始まってから終わりまでのことなのか。

〔1番〕

そうですね。最後の評議の時間ですね。あまり長ければいいということではないと思いますけれども、もう少しあと1日くらい時間があればよかったなというのが、感じました。

〔司会〕

担当された事件で、いろんな点にわたって議論されたと思うんですけど、もっと他の点についても話してみたかった、という趣旨も含むんでしょうかね。

〔1番〕

そういうことではないんですけども、もう少し時間があればという感じでした。

〔司会〕

では、4番の方どうぞ。

〔4番〕

自分の冒頭のところでは評議のことを指して言いました。淡々としているというのは、あくまで自分が刑を決めるのに当たって、自分なりに結構かかるんだろうなというイメージをして裁判を受けたので、刑を決めた日が自分のイメージより少なかったので、自分のイメージとして淡々としていたという認識でしたので、先ほど1番さんが言ったように、あまり長すぎても意見が集約できなかったと思いますので、今思えば、事件の内容にもよると思うんですけど、まあこれくらいの日で良かったのかなというのは思います。

(山梨日日新聞)

ありがとうございました。

〔司会〕

他の報道の方はいかがでしょうか。

○質問（NHK甲府放送局）

今日はありがとうございました。さっきの質問と関連してですね、他の方にもお伺いしたいのですけれども、評議の時間という点で、議論を尽くせたと思えたのかどうかというところをお伺いしたいのですが。

〔司会〕

単に短かったとか長かったかとかではなくて、中身として議論を尽くすことができたか、こういうご質問ですね。では2番の方がいかがでしょう。

〔2番〕

本当に個人的な感じで言いますと、もうちょっと時間が余っちゃう感じで良かったんだとすれば、あと半日くらいあると良かったのかもしれないというふうに感じました。

〔司会〕

3番の方どうぞ。

〔3番〕

私が関わったのは、非常に短絡的なものだったし、本人も完全に認めていたので、そんなに色々意見を出し合わなければならない事案じゃなかったんで、少し時間を持て余したんじゃないか、全部で4日間でしたけども、3日間割ともめるようなこともなかったし、これがわからないあれがわからないということがなかったので、そういう点では時間的には非常に楽だったと思いますけど。

〔司会〕

では、5番の方どうぞ。

〔5番〕

自分の印象としては、そんなに長いというふうには思わなかったし、時間は適切だったのかなと思いました。もう少し評議を尽くしたらというような感じはしてたような印象はあります。自分としては適切だったというふうに思います。

〔司会〕

6番の方をお願いします。

〔6番〕

私としても適当な時間だったと思います。先ほど記者さんの質問の中に誘導みたいなことというのがあったと思いますけれども、私は最初中々データを示していただけなかったのので、逆に、家に帰ってからネットで大体類似する事案を調べて、自分で見当を付けると言ったらおかしいですけど、素人ながら大体このくらいかなというところを知りたかったですね。最後の方で裁判長さんが、量刑の意見を言ってくれたので、あまりそういった誘導というふうにはとらえなかったですね。時間の方も被告人の方も認めてたし、争点もほとんどなかったんで、まあちょうどいいか、もうちょっと短くても長くても、半日くらいは、という感じでした。

〔司会〕

それでは時間も迫ってきましたが、最後に検察官、裁判官、弁護士さん、今日の意見交換会を通してですね、ご感想でもご意見でもありましたらお願いします。ではまず検察官から。

〔検察官〕

裁判員経験者の皆さん、今日はお疲れ様でした。非常に貴重なご意見をいただきまして、言葉遣いの問題ですとか、あとは遺体の写真の関係ですとか、私自身まだ遺体の写真を出したというのがまだ無いので、この機会に実際の裁判員経験者の皆さんのご意見を聞けたということは本当に貴重なお話だったなと思っております。今後です、こういったお話を内部にフィードバックして、今後に生かして行けたらなと思っております。

〔司会〕

では、菱田裁判官をお願いします。

〔裁判官〕

皆さん今日はありがとうございました。意見交換会に出るのを何度か今まで繰り返している訳ですけども、その都度皆さんの新鮮なというか貴重なお話を聞くことができます。ついつい、自分の考え、自分のやり方、まあ大体こんな感じでいいんだろうと、ついついベテランみたいのところになってくる、ついついそう思いがちになってしまうところを反省する機会になっていまして、

本当に皆さんから自分が思っていることと違うことを、実際の事件でもそうですし、こういうところでも色々お聞きできて、その都度振り返ったり反省したりしている訳で、本当に裁判官にとっても裁判員裁判というのは、非常にいい経験、いい刺激になると思っています。それで、皆さんにお願いしたいのは、この意見交換会でもお話していただいたんですけども、なるべく多くの人にこの裁判員裁判の在り方とかを自分の周りの人に広めていただいて、この制度が山梨県内に早く定着するように、少しでも裁判員裁判に多くの人が親近感を持っていただけるように、色々なところでお話しただけならなと思っています。今後ともよろしく願いいたします。

【司会】

では、高橋弁護士どうぞ。

【弁護士】

今日は長い時間にわたって色々なご意見をどうもありがとうございました。もちろんですね、この質問に対して、具体的な遺体の写真ですとか、言葉の表現の所もちろん大変勉強になったんですが、中々この経験を通してどのように変わったのかとか、そういう話は中々面と向かってお話を聞く機会というのは、私達ありませんので、いわゆる裁判員法にですね、目的として裁判員裁判に対する国民の理解と信頼を図るというものがありますけれども、皆さんがテレビを見ていただく時に、これだったらどういうふうに判断するだろうとか、実際にあの人は刑務所に入っているんだよなとか、自分の家族を考えるきっかけになっていただいたりとか、そういうお話を聞けて非常にその何と言いましようか、本当に自分たちの関わっている裁判の意味について、私の方が本当に考えさせられるというか、大変勉強になりました。裁判員裁判の具体的な内容のお話につきましては、私達も色々検討させていただいて、これからに繋げていきたいと思っています。今日は本当にありがとうございました。

【司会】

それでは、そろそろお時間でございます。本日の意見交換会を終わらせていただきたいと思います。今日は長時間にわたりまして、貴重なご意見を多数いただきましてありがとうございました。